

分析・解析よろず相談事業 利用規約

(目的)

第1条 当規約は、公益財団法人九州先端科学技術研究所（以下、「財団」という。）が実施する「分析・解析よろず相談事業」（以下、「本事業」という。）の利用者に遵守していただく事項および利用方法、利用条件等を定めたものです。

(利用者)

第2条 本事業の利用者は企業、団体等とします。

(コンサルティングの内容)

第3条 本事業において行うコンサルティングは、窓口相談（無料）と専門的コンサルティング（有料）とし、専門的コンサルティングを希望する場合、まず窓口相談を受けるものとします。

2 次のような内容は、本事業の対象となりません。

- (1) 書類作成等単なる実務的作業と考えられるもの
- (2) 単なる語句の意味を問うもの
- (3) その他、利用者の自助努力で行う範囲と財団が判断したもの

(利用申込)

第4条 利用者は、本規約に同意した上でメール、電話等で申込むものとします。

2 コンサルティングの項目が複数にわたる場合、項目ごとに利用申込をしていただく場合があります。

3 相談の内容、財団の都合等により相談に応じられないことがあります。

(コンサルティング（技術指導）料)

第5条 専門的コンサルティングのコンサルティング（技術指導）料については、別表1のとおりとします。ただし市内中小企業、賛助会員については別表2のとおりとします。

2 賛助会員については、前項で定めるコンサルティングについて、次の各号のとおり減免することができるものとします。

- (1) 年間の賛助会費の半額までを無料とする。
- (2) 前号で減免した後の利用料について2割を減免する。

3 利用者は、前項に定めるコンサルティング（技術指導）料のほか、コンサルティングの実施等にあたり必要な機器使用料・機器運転に係る費用、旅費交通費、薬品代等の実費相当経費を財団に支払う必要があります。

4 利用者は、前1項に基づくコンサルティング（技術指導）料等が発生する場合、請求書1件につき

3,000円の事務手数料を財団に支払う必要があります。

5 財団が指定した期限内に支払いが行われず遅延した場合は相談の受付を停止する場合があります。

(コンサルティングの実施場所)

第6条 原則として財団本部または福岡市産学連携交流センター内にて対応します。必要な場合は、利用者と相談のうえ利用者の事業所等において対応する場合があります。なお、その場合、利用者に通費等の負担を求める場合があります。

(自己責任の原則)

第7条 財団は、利用者の状況に応じて最適な助言を行うよう努めますが、提案の採否は利用者が自己の責任において決定するものとします。

2 本事業で得られた分析結果・測定データ等について、財団は一切保証しません。

3 財団が紹介した機関等と個別に契約を結び業務を依頼すること等はこれを妨げるものではありませんが、これに起因するトラブル等について財団は一切責任を負いません。

4 利用者が本事業の利用に際し、他の利用者または第三者に損害を与えた場合、利用者は自己の責任においてこれを処理・解決するものとします。

(秘密の保持)

第8条 財団は、利用申込を通じて収集した個人情報を「公益財団法人九州先端科学技術研究所プライバシーポリシー」に基づき適正に管理します。また、財団は本事業の遂行に必要な範囲に限り、データ・材料・サンプル等の分析を行うものとします。

2 財団および利用者は、本事業の内容、結果等のうち秘密と特定された事項(以下、「本情報」といいます。)に関して秘密を厳守し、書面による相手方の承諾なくして、第三者に漏えいしないものとします。

3 利用者は、本事業で得られたデータ、若しくは知り得た情報について、前項の規定を遵守した上で公表できるものとします。ただし、事前に財団が許可した場合に限るものとし、営利を目的とした本事業、財団名及び関係機関名の使用はできません。

4 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第2項の義務を負いません。

- (1) 相手方から開示または提供を受けたとき、公知または公用となっていたもの
- (2) 相手方から開示または提供を受けたとき、自ら保有していたもの

- (3) 相手方から開示または提供を受けた後に、財団の責によらないで公知または公用となったもの
- (4) 財団が正当な権限を有する第三者から合法的にかつ秘密保持義務を負うことなく入手したもの
- (5) 財団が相手方の資料や情報によらず独自に開発したもの
- 5 第2項及び第3項の定めにかかわらず、利用者および財団は、次の各号のいずれかに該当する場合には、各号に定める第三者に本情報および本業務結果等（以下総称して「秘密情報」といいます。）を開示または提供できるものとします。

- (1) 本規約または個別契約に関する相談のために必要な範囲内、かつ、自らが本規約にもとづき負う義務と同等の義務を遵守させることを条件に、自己が依頼する弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー（以下総称して「弁護士等」といいます）に対して、秘密情報を開示または提供する場合
- (2) 財団が、本業務の作業等のために必要な範囲内かつ、自らが本規約にもとづき負う義務と同等の義務を遵守させることを条件に、再委託先に対して、秘密情報を開示または提供する場合
- (3) 利用者または財団が、裁判所、行政機関、監督官庁その他の公的機関から法令、規則、判決、命令、処分等（以下総称して「法令等」といいます）に基づき、秘密情報の開示または提供を求められたときで、当該公的機関に要求された範囲内で秘密情報を開示または提供する場合。なお、法令等または当該公的機関の要請により通知が制限されている場合を除き、当該事態について事前に、または事前の通知が不可能な場合は事後可能な限りすみやかに相手方に通知することを条件とします。

（試料等の提供）

第9条 利用者は、業務遂行に必要な試料、機材、情報（試料及び機材等の使用上注意すべきすべての事項を含む）等を財団に提供するものとします。但し、財団所定の受入基準を満たさない試料等については、財団は、その受領を拒否することができます。

（終了後の措置）

第10条 財団は、業務終了後速やかに、その返還を条件に提供を受けた試料、文書、図面、写真及び機材等を利用者へ返還します。返還に要する費用は、利用者の負担とします。

（知的財産権の取扱い）

第11条 本事業の過程において、又は結果として生じた知的財産権の帰属、実施その他の取扱いについては、当該知的財産権が生じた状況を勘案の上、別

途協議して決定するものとします。

（反社会的勢力の排除）

第12条 利用者は、自ら（法人及び団体の場合はその代表者及び役員）が暴力団関係者（暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者。）ではないことを表明し、かつ、確約するものとします。

2 財団は、利用者が前項に違反することが判明した場合、何ら催告することなく、本事業の提供を中止することができるものとします。

3 利用者が前項に基づき本事業の提供を中止された場合でも、当該利用者に生じた損害について、財団は一切責任を負わないものとします。

（禁止事項）

第13条 利用者は、本事業の利用中及び利用後において、次の各号に該当するに定める行為を行わないことを確約することとし、利用中に以下の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、何ら催告することなく、本事業の利用を中止することができるものとします。

- (1) 相談内容あるいは自己の情報を偽る行為
- (2) 第三者の著作権およびその他の権利を侵害する行為
- (3) 暴力的な要求行為
- (4) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (5) 利用に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (6) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は財団の業務を妨害する行為
- (7) 財団の了解なく、財団が公開している相談担当者等のプロフィール以外の個人情報を他人に漏らす行為
- (8) その他、財団が不適切と判断した行為

2 利用者が故意または過失により本事業の運営等に障害をもたらした場合、当該利用者は財団に対し損害を賠償しなければならないものとします。

（不可抗力）

第14条 天災地変その他、財団の責に帰することのできない事由により業務の遂行が困難になった場合は、財団は、その業務を遂行しその結果を提供する責めを負いません。

（協議事項）

第15条 本規約に定めのない事項又は本規約各条項の解釈に疑義が生じた場合には、その都度互譲協調の精神をもって両者協議の上決定します。

（運営の停止）

第16条 財団は、災害等の不可抗力その他の理由により本事業の運営を中断・停止または廃止すること

があります。

(免責事項)

第17条 財団は、利用者が本事業を利用した結果損害を受けた場合でもその責を負いません。

(規約の変更)

第18条 財団は、利用者の承諾を得ることなく当規約を変更することがあります。その場合、利用者は引き続き本事業を利用することによって規約の変更を承諾したものとみなします。

(管轄裁判所)

第19条 利用者と財団との間で訴訟の必要が生じた場合、財団本部所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

別表1（第5条関係）

<p>1時間あたりの コンサルティング (技術指導)料</p>	<p>A：25,000円（主な利用装置：AFM-IR） B：20,000円（主な利用装置：FIB-SEM） C：15,000円（主な利用装置：SEM、TEM） D：10,000円（主な利用装置：デジタルマイクロスコープ） コンサルティング（技術指導）料の適用は使用する装置・分析手法によ って決定する。</p>
---	--

※上記コンサルティング（技術指導）料に必要な経費および事務手数料は含まれません。また、1時間未満の端数は切り上げます。

別表2（第5条関係）

<p>市内中小企業の コンサルティング (技術指導)料</p>	<p>(すべての機器利用において) 3時間まで10,000円、以降1時間ごとに10,000円</p>
---	---

※上記コンサルティング（技術指導）料に必要な経費および事務手数料は含まれません。また、1時間未満の端数は切り上げます。